

組合員・入居者名簿作成・運用・保管細則

パーク上尾団地管理組合（以下「管理組合」という。）は、パーク上尾団地管理組合規約（以下「管理規約」という。）第81条に基づき、次のとおり組合員・入居者名簿作成・運用・保管細則（以下「本細則」という。）を定める。

（趣旨）

第1条 本細則は、管理規約第66条（帳票類の作成、保管）の規定に基づき、組合員・入居者名簿（以下「名簿」という。）の作成、運用、保管に関し、必要な事項を定めるものとする。

（名簿の作成、利用の目的）

第2条 理事長は、名簿を次の各号に掲げる目的のために利用するものとし、他の目的に供してはならない。

- 一 総会の通知（開催、決議事項等）
- 二 理事会の通知（開催、決議事項等）
- 三 管理規約第34条（業務）に定める管理組合の業務遂行
- 四 管理規約第35条（業務の委託）に定める管理組合業務の全部又は一部をマンション管理業者等に委託し、又は請け負わせる場合
- 五 自然災害などで緊急的に安否の確認及び公共機関への情報提供
- 六 その他理事会が必要と判断した業務

（名簿掲載情報）

第3条 名簿に掲載する情報は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 部屋番号
- 二 組合員及び占有者の氏名、年齢
- 三 組合員及び占有者の同居人氏名、年齢
- 四 組合員及び占有者の住所
- 五 組合員及び占有者の連絡先（電話番号、電子メール等）
- 六 組合員及び占有者の緊急連絡先（携帯電話番号等）

（名簿情報の取得）

第4条 名簿に掲載する情報は、管理規約第33条（届出義務）及び使用細則第7条（管理組合への届出事項）に基づく届出によるものとする。

（名簿の作成、更新）

第5条 理事長は、前条により取得された情報を基に名簿を作成又は更新することができる。

- 2 前項にかかわらず、理事長は、名簿を更新する必要性があると判断した場合は、理事会の決議を経て、調査し更新することができるものとする。

（名簿の管理、保管）

第6条 理事長は、名簿原本を管理事務室書庫に施錠の上、厳重に管理する

ものとし、機密保持のため、写しは作成しないものとする。

(名簿の閲覧)

第 7 条 理事長は、組合員又は利害関係人の理由を付した書面による閲覧請求があった場合は、閲覧を拒否する正当な理由がある場合を除いて、閲覧させなければならない。この場合において、理事長は、閲覧につき、相当の日時、場所等を指定することができる。

2 前項により名簿を閲覧する者は、閲覧した情報について閲覧の目的以外にこれを利用してはならない。

(細則の効力)

第 8 条 本細則は、組合員の包括承継人及び特定承継人に対しても、その効力を有する。

(細則外事項)

第 9 条 本細則に定めのない事項については、管理規約の定めるところによる。

附 則

(細則の発効)

第 1 条 本細則は、平成 18 年 5 月 28 日から効力を発する。

(細則の改正)

第 2 条 本細則の変更又は廃止は、団地総会の決議を経なければならない。